

四、賞願書中 表四、五、七、拾ハ之レヲ承認ス。
 五、獎勵會ハ益々活用ヲ圖リ遊リニ事務業ヲ奉ニ出テサルコト
 昭和拾叁年六月二十九日

於此袋登譽署

合資會社 王福商會

社長 甲斐 唯一
 社員 藤田 忠邦
 西田 時男
 山下 一夫

調停者

調停課 井上 明
 署長 西見 哲
 長 西見 哲
 調停課 西見 哲
 署長 西見 哲
 調停課 西見 哲
 署長 西見 哲

嘆願書

茲に社員一同名を連ねて御覽察し御願ひ申上ります。事務殿に此於ト至
 りました事は海に遺恨とある所はありませぬ。事務協調の精神に則りて在り
 榮の實と奉仕の心とを確立し物價の高騰に依りて生活の不安と年來の蓄積せる
 不平と一掃し積累を及除し三明を正し王福商會と建業セんとする念願
 に概りらぬのたありませぬ。
 通被ニ場課りの嘆願書も同一心情の流露を現し此の如き之の真意の存す
 る所と十分御覽察の上一月より早くその希望を御開入水ありむ事と懇願致しま
 す。
 社員一同事情を披瀝し服て嘆願申上るは身ありませぬ。

嘆願書

一、現在社員(職工以外)の全檢書員)の給料を七月分より左記の通り増額願ひ
 度付こと
 一、百円未満は 三割
 一、百円以上は 二割
 二、毎季十四定期昇給を願ひ度付こと
 一、月収三十円未満の者は 三割以上